平成２２年（フ）第３７２号
京都市西京区川島流田町64番地１　エステートピアイノウエ101号
債務者　岡本　幸美
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４０２号
京都市伏見区石田大山町５番地２　市営住宅石田東団地４―201
債務者　佐藤　正巳
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４０７号
京都市右京区西院六反田町二番地　アメニティー京都二番館５Ａ号室、住民票上の住所京都市左京区一乗寺谷田町33番地３
債務者　秋谷まり子
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４５１号
京都市右京区花園扇野町26番地31
債務者　中島　直美
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５１０号
京都市伏見区深草直違橋２丁目451番地２メゾン・ラピタ205号室
債務者　川橋　和弘
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５９４号
京都市西京区川島東代町55番地２　青葉マンション105号
債務者　岩井　孝文
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２０号
京都府与謝郡与謝野町字温江507番地
債務者　細見　留美
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第３５号
京都府京丹後市大宮町口大野1240番地の１
債務者　堀　　照代
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第５３号
香川県高松市高松町3009番地19ドルフィン屋島505号室
債務者　佐野　博子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１２２号
香川県高松市東植田町2899番地１
債務者　久保　　博
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１３６号
香川県高松市茜町15番14リバー茜101号
債務者　諸岡　君代（旧姓北條）
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後２時35分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第９０号
佐賀県西松浦郡有田町外尾山丙1677番地６
債務者　湯口　　裕
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第９２号
佐賀県西松浦郡有田町南原甲706番地74
債務者　琴　　道子（旧姓松永）
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第５５号
長野県松本市井川城２丁目２番５―207号サンクレイドル松本ウインフォート
債務者　宮田　生子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１０２号
長野県塩尻市大字広丘吉田53番地１　サンライフカスピアＡ201
債務者　小原　正人
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１１０５号
大阪府枚方市釈尊寺町26番34―104号
債務者　中道　　弘
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３４１号
大阪府茨木市総持寺２丁目14番１―204号
債務者　三好　　聡
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部